

令和6年 第2回定例会

10月31日（木）

令和6年第2回定例会会議録目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	3
3	行政報告	3
4	議案第6号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例）の承認について	5
5	議案第7号 多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当 に関する条例の一部を改正する条例	7
6	議案第8号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10
7	議案第9号 令和6年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）	24

令和6年第2回多摩六都科学館組合議会
定例会会議録

○期 日 令和6年10月31日(木)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(9名)

1番	鈴木 だいichi 君	2番	岡田 しんぺい 君
3番	駒 崎 高 行 君	4番	かみまち 弓子 君
5番	星 野 玲 子 君	6番	穴 見 れいな 君
8番	篠宮 よしのり 君	9番	田 代 伸 之 君
10番	やまき 明 美 君		

○欠席議員(1名)

7番 鴨志田 芳 美 君

○出席説明員

管 理 者 池 澤 隆 史 君

監査委員 森 政 史 君

会 計
管 理 者 北 原 寛 喜 君

事務局長 保 谷 俊 章 君

管理課長 豊 田 和 徳 君

管 理 課
主 査 小 菊 繭 君

管 理 課
主 任 内 木 浩一朗 君

○議会職員出席者

書 記 秋 山 仁 志 君

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 6 号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第 5 議案第 7 号 多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 8 号 令和 5 年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 9 号 令和 6 年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和6年第2回多摩六都科学館組合議会定例会

令和6年10月31日（木）午前10時00分開会

○議長（田代伸之君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○議長（田代伸之君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、議長において、第8番 篠宮よしのり議員及び第10番 やまき明美議員を指名いたします。

○議長（田代伸之君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

○議長（田代伸之君） 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

令和6年第1回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、利用者数の状況につきまして御報告いたします。

令和6年4月から同年9月までの利用者数は12万2,115人で、前年度と比較いたしますと1万3,247人、率で12.2%の増となっております。開館以来の延べ利用者数が約496万3,000人となり、前年度の実績を考慮いたしますと、年内には節目の500万人に達成する見込みでございます。

次に、9月18日に実施いたしました定期監査、例月現金出納検査、決算審査について、御

報告いたします。

定期監査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第2条第1項の規定に基づき、令和6年4月から同年8月までの財務に関する事務執行状況等の監査でございます。

例月現金出納検査は、同監査委員条例第4条の規定に基づく、令和6年6月から8月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

また、同日には令和5年度の一般会計歳入歳出決算審査も併せて実施しておりますが、その結果につきましては、後ほど森監査委員から報告をしていただきます。

次に、指定管理者の管理運営状況の報告でございます。

事業実施、施設設備管理、自主事業等においては、引き続き利用者の皆様の安全・安心を第一に、日頃の管理運営を行っているところでございます。

実施事業につきましては、令和6年3月1日に多摩六都科学館が開館30周年の節目を迎えたことを記念して、翌3月2日に「開館30周年記念式典」を開催いたしました。当日は、組合議会議員の皆様や構成5市の関係者など総勢約130名の方々の御出席を賜り、日本人初の宇宙飛行士で現全国科学館連携協議会会長の毛利衛様からの祝電や、中学3年生の多摩六都科学館サポーターからお祝いの言葉をいただくなど、盛大に開催されました。

このほか、令和6年2月18日、3月3日、3月10日には、5年ぶりに入館料が無料となる「たまろくと市民感謝デー」を開催いたしました。利用者の皆様の分散化を図るため、構成5市を3日に分けた上で実施し、構成市の主要駅から無料シャトルバスも運行して、3日間で約2,500人の圏域市民の皆様に御来館いただきました。当該事業につきましては、今年度も実施を予定しておりますので、多くの圏域市民の皆様に御利用いただきたいと思います。

また、令和6年7月20日から同年9月1日まで開館30周年特別企画展「ロクト昆虫図鑑」を開催し、約5万1,000人の方々に来場していただきました。

また、西武池袋線ひばりヶ丘駅と清瀬駅が今年6月に開業100周年を迎えたことに併せて、令和6年7月20日から同年9月23日まで全編生解説プラネタリウム番組「大正【星・電車】ロマン～100年前の夏に輝く赤い星～」を投影いたしました。西武鉄道の運転席から撮影した新たな特別映像も映写し、天文だけでなく、鉄道に興味のある方にも多摩六都科学館が誇る世界最大級のプラネタリウムドームでの臨場感ある非日常的な体験を楽しんでいただきました。

最後になりますが、令和6年度の利用者数は、緩やかな状況ではございますが、回復傾向が継続している状況でございます。組合といたしましては、これからも指定管理者と協力いたしまして、圏域市民の皆様の御理解と御支持をいただける科学館を目指してまいります。

組合議員の皆様には、引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田代伸之君） 以上で行政報告は終了しました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（田代伸之君） 日程第4「議案第6号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第6号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、国及び東京都の制度改正を踏まえ、特別休暇の取得事由等を改正するもので、当該事項に係る西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第6号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御

説明をいたします。

本議案は、職員のワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、当組合の各種特別休暇について、国及び東京都の制度改正を踏まえ、取得事由等を改正するものでございます。

なお、組合が準拠しております西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の当該事項の一部改正につきましては、令和6年3月26日に議決、4月1日に施行されることから、本条例につきましては、3月29日に専決処分を行い、同日公布、4月1日施行としたもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、お手元にごございます資料2「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。

表の右側が現行の条文、左側が改正後の条文となっております。

別表第2でございます。8（育児時間）につきましては、事由を「生後1年3月」から「生後1年6月」に拡大するものでございます。

15（夏季休暇）につきましては、期間を「7月から9月まで」から「6月から10月まで」に拡大するものでございます。

17（災害休暇）につきましては、現行の事由のほかに、第1号後段に「一時的に避難しているとき」及び、第2号「職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき」を加え、取得事由を拡大するものでございます。

次に、附則でございます。附則第1項では施行期日を定めており、本条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項では、経過措置を定めております。第2項では、改正後の別表第2、8の項（育児時間）と17の項（災害休暇）の規定については、施行の日以後の取得分から適用するものとし、第3項では、同項の請求等は施行日前においても行うことができることを定めております。

議案第6号についての補足説明は、以上でございます。

○議長（田代伸之君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（田代伸之君） 日程第5「議案第7号 多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第7号「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法が令和5年に改正されたことに伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようになったことから、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第7号「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して御説明いたします。

本議案は、地方自治法が令和5年に改正されたことに伴い、会計年度任用職員に支給する手当について勤勉手当を支給することができるようになったため、規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料3「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。

表の右側が現行の条文、左側が改正後の条文となっております。

まず、条例の題名でございますが、今回、勤勉手当が追加されることから、題名を「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改めるものでございます。

次に、第1条及び第5条につきましては、条文に勤勉手当に関する記載を追加するものでございます。

第7条第2項は、期末手当に関する規定でございますが、現行では「100分の120」としております支給月数を、給与条例で定める正規職員の月数と同一月数とすることを規定するものでございます。

第8条につきましては、勤勉手当に関する規定を新たに設けるものでございます。

第1項では、支給対象者及び支給日を定めており、支給日は正規職員と同様に毎年6月と12月の支給を予定しております。

第2項では、支給月数及び支給額を定めており、支給月数は正規職員に適用される月数と同一の月数といたします。現行では年間2.25月となります。本制度改正以降は、現行の期末手当2.4月に加え、勤勉手当2.25月を支給できることから、年間支給月数としては4.65月となるものでございます。

第3項では、勤勉手当の不支給及び一時差止めは正規職員の例によること、第4項では、必要な事項を規則で定める旨を規定しております。

第9条につきましては、ただいま御説明いたしました第8条の追加により、条文が繰り下がるものでございます。

続いて、今回の一部改正の附則でございます。

附則第1項は、施行期日を定めております。

本条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項は、多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について定めております。

多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例第5条の2第2項では、基準日の6か月前までの間に勤務実績がある場合には勤勉手当を支給する旨を規定しておりますが、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員を除くこととしているため、今回の制度改正に伴い、当該規定を削除するものでございます。

なお、条例改正による影響でございますが、現在、任用しておりますパートタイム会計年度任用職員につきましては、週の所定労働時間が20時間未満の勤務条件でございまして、規則の規定により期末手当及び勤勉手当の支給対象とならないことから、該当者はいない状況でございます。

議案第7号の補足説明については、以上でございます。

○議長（田代伸之君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

駒崎議員。

○3番（駒崎高行君） 補足説明とかでも「規則」という文面が多く見られるんですが、規則の御提示はないんですけれども、これは特別に新たに規則をつくるという意味ではなくて、職員の支給規則みたいなものというふうに捉えてよろしいんでしょうか、教えてください。

○議長（田代伸之君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの駒崎議員の御質問についてお答えさせていただきます。

こちらで表しております規則につきましては、既に施行しております多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則を指しているものでございます。

以上でございます。

○議長（田代伸之君） 駒崎議員。

○3番（駒崎高行君） そうしますと、勤勉手当に関するところも、今回規則も改正されたと考えてよろしいんですか。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの駒崎議員の御指摘のとおり、こちらの規則のほうも改正を行う予定でございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「多摩六都科学館組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（田代伸之君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（田代伸之君） 日程第6「議案第8号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第8号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付す必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第8号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書1ページをお願いいたします。本決算は、歳入歳出予算現額4億6,992万9,000円に対しまして、歳入決算額4億6,988万7,769円、歳出決算額4億5,601万9,579円、歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額は同額で、1,386万8,190円となっております。

次に、主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

事項別明細書12、13ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、予算現額4億1,800万円に対し、調定額、収入済額とも4億1,800万円となっております。

なお、13ページ、備考欄に構成市別負担金額をお示ししております。令和5年度の構成市別負担金につきましては、積算基準に変更がないため、令和4年度と同額となっております。

第2款使用料及び手数料は、予算現額32万2,000円に対し、調定額、収入済額とも30万6,173円となっております。

なお、備考欄に行政財産使用料の内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

第3款財産収入は、予算現額2,000円に対し、調定額、収入済額とも2万402円となっております。内訳は、施設整備基金積立金の利子収入402円、プラネタリウム番組著作権収入2万円でございます。

第4款寄附金は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額とも2万円となっております。これは、令和6年3月2日に開催した開館30周年記念式典出席者より頂いた寄附金でございます。

14、15ページをお願いいたします。第5款繰入金は、当初予算額3,468万7,000円から732万4,000円を減額補正し、予算現額2,736万3,000円に対し、調定額、収入済額とも2,729万4,258円となっております。これは、施設整備基金からの繰入金でございます。

第6款繰越金は、当初予算額300万円に1,206万7,000円を増額補正し、予算現額1,506万7,000円に対し、調定額、収入済額とも1,506万7,999円となっております。これは、前年度の決算剰余金によるものでございます。

第7款諸収入は、当初予算額2万1,000円に915万3,000円を増額補正し、予算現額917万4,000円に対し、調定額、収入済額とも917万8,937円となっております。これは、令和4年度の指定管理者利用料金還元金による増が主なものでございます。

なお、備考欄に内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

以上の結果、歳入は当初予算額4億5,603万3,000円に1,389万6,000円を増額補正し、予算現額4億6,992万9,000円に対し、調定額、収入済額とも4億6,988万7,769円となっております。

16、17ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款議会費は、予算現額147万7,000円に対し、支出済額131万8,190円、不用額15万8,810円となり、執行率は89.2%となっております。

第2款総務費は、当初予算額1億2,873万5,000円に1,389万6,000円を増額補正し、予算現額1億4,263万1,000円に対し、支出済額1億3,251万5,220円、不用額1,011万5,780円で、執行率は92.9%となっております。不用額の主なものは、1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等及び10節需用費で、実績によるものでございます。

総務費の主な内容でございます。

7節報償費は、支出済額12万6,000円で、基本計画策定委員会委員謝金6万6,000円、指定管理者候補者選定委員会委員謝金6万円でございます。

18、19ページをお願いいたします。10節需用費は、支出済額381万5,279円で、修繕料が主

な内容となっております。

12節委託料は、支出済額604万4,720円で、多摩六都科学館基本計画策定業務198万円のほか、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務120万7,580円、職員採用試験業務6万6,000円などでございます。

13節使用料及び賃借料は、支出済額1,924万3,340円で、展示棟GHP空調設備リース201万5,280円、EHP空調設備リース1,578万9,168円などでございます。

14節工事請負費は、支出済額258万9,620円で、館庭庭園水銀灯更新工事151万4,920円、プラネタリウムドーム客席足元灯更新工事107万4,700円でございます。

24節積立金は、財政調整基金につきましては、令和4年度決算剰余金の2分の1相当額、施設整備基金につきましては、指定管理者利用料金還元金を主に積み立てております。

20、21ページをお願いいたします。第3款事業費は、予算現額2億9,326万2,000円に対し、支出済額は2億9,069万5,204円、不用額256万6,796円、執行率は99.1%となっております。不用額の主なものは、1項1目運営事業費、10節需用費で、実績によるものでございます。

事業費の主な内容でございます。

10節需用費は、支出済額98万8,900円で、主に修繕料でございます。

12節委託料は、支出済額2億7,879万1,334円で、指定管理者業務2億7,729万5,334円、開館30周年記念事業業務149万6,000円でございます。

13節使用料及び賃借料は1,091万4,970円で、プラネタリウム全天周デジタル映像システムリース848万2,320円、全天周デジタル映像装置プロジェクターリース100万7,490円などでございます。

第4款公債費は、予算現額3,155万9,000円に対し、支出済額3,149万965円、不用額6万8,035円、執行率99.8%となっております。駐車場用地購入のために借り入れた東京都区市町村振興基金に対する償還元金及び償還利子でございます。

以上の結果、歳出合計は、当初予算額4億5,603万3,000円に1,389万6,000円を増額補正し、予算現額4億6,992万9,000円に対し、支出済額4億5,601万9,579円、不用額は1,390万9,421円で、執行率は97.0%となっております。

22ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が4億6,988万7,769円、歳出総額が4億5,601万9,579円、歳入歳出差引額が1,386万8,190円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も1,386万8,190円となっております。

24、25ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1の公有財産、2の物品につきましては、令和5年度中の増減はありませんでした。

3の基金につきましては、令和5年度末現在高は、財政調整基金が3,565万3,743円、前年度末と比較して47.9%の増、科学館施設整備基金が1億7,308万8,918円、18.8%の増となっております。

私からの補足説明は以上でございます。

○議長（田代伸之君） 続いて、監査委員の審査報告を求めます。森監査委員。

○監査委員（森 政史君） それでは、令和5年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の審査報告を申し上げます。

お手元の審査意見書1ページを御覧ください。令和5年度の決算審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和6年9月18日に多摩六都科学館2階201会議室におきまして、篠宮監査委員と共に実施をいたしました。

審査の対象は、1ページ、(1)から(4)のとおりでございます。

審査は、管理者から提出されました「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」、これらが関係法令に準拠して作成されているか、事務事業に係る予算の執行について、適切な手続を経て適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に関係書類と照合し、必要な事項は関係職員に説明を求めて実施いたしました。

その結果、審査に付されました令和5年度一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、誤りや不適切な点は認められないことを確認いたしましたので、この結果につきましてここに御報告申し上げます。

なお、審査結果の記載は、1ページから6ページに記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。7ページに監査の意見を付してございますが、要約を申し上げます。

歳入決算についてですが、諸収入におきまして、3年ぶりに指定管理者利用料金還元金が復活したことを評価するとともに、臨時的な収入ではあるものの、現有施設の老朽化対策への貴重な財源となるため、今後も行政サービスの向上を図りながら同財源が確保されることを切に希望するものであります。

前年度に収入実績のありました国庫支出金でございますけれども、これまで活用していた文化庁の補助金が前年度で終了したため、令和5年度は収入実績がございませんでした。

次に、歳出決算でございますが、指定管理者利用料金還元金が皆増したことなどにより、

基金積立金が前年度に比べて約24%増額することができ、基金の一定の回復を図ることができました。

また、補足ではございますが、不用額につきまして精査しましたところ、合計で1,390万9,421円ございましたが、これは職員給与、需用費などの予算額に対する実績によるものでございます。

令和5年度の利用状況についてですが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に分類されたこともあり、利用者数は20万70人となりました。これは、前年度に比べて8,568人、率にして4.5%の増となりました。今後も安全・安心を第一として利用者増が図られるよう引き続き努力されることを望むものであります。

最後となりますが、当科学館は、令和6年3月に開館30周年の節目の年を迎え、施設の老朽化対策が大きな課題となっております。これからも大型空調機の更新など施設改修費の増加が見込まれており、引き続き予算の執行に当たっては、経済性、効率性を追求するとともに、外部資金の獲得など新たな自主財源の確保を図り、計画的な施設保全が実現できる財政基盤づくりに努められますことを要望するものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度決算の審査報告とさせていただきます。

○議長（田代伸之君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

岡田議員。

○2番（岡田しんぺい君） 先ほどの決算の審査の意見書の中の利用状況のところなんですけれども、利用者数は令和5年度増加になっているんですが、利用料金の収入の点が減となっているんですね。この主な理由として、プラネタリウムの観覧者数が減少したことによるということなんですけれども、この点についてはどのような分析をなさっているのかについて伺います。

それからあと、同じく意見書のところで、外部資金の獲得、新たな自主財源の確保とおっしゃっているわけなんですけれども、これは具体的にどんなことを想定しておっしゃっているのか。

この2点を伺いたいと思います。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの岡田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の利用料金収入が利用者数の増に対して減収になっていることについての分

析、また考えということでの御質問だったかと思います。こちらにつきましては、多摩六都科学館は利用料金制を導入していることは既に御承知のとおりかと思いますが、指定管理料と利用料金収入で指定管理者が管理運営を行っているというところでございます。

このうち利用料金収入につきましては、入館料と観覧料という形で分かれます。あとは駐車場の利用料ということになります。やはり観覧者数によりまして観覧料が影響するということになりますので、観覧料が減るというのは、提供するプラネタリウムや大型映像のコンテンツが影響するということになります。

令和5年度は、プラネタリウムがちょうど100周年という、世界的にそのような記念の年でもございましたので、秋には企画展をやったり、それと併せて、少し望遠鏡の仕組みなどを紹介する大型映像を行いましたので、利用者は若干大人の方が多かったです。また、プラネタリウムの機械のことについての内容でしたので、子どもさんに興味を持たれなかったということがございましたので、このような観覧者数になったというところがございます。

ですので、先ほど申し上げましたように、やはり提供するコンテンツの内容をもう一度指定管理者とともに検討いたしまして、より多くの市民の方に観覧していただけるような魅力あるコンテンツを提供しまして、どうにか観覧者数及び観覧料を増やして利用料金収入を増やしていけるような方向で考えているところでございます。今回はこのような結果になりましたが、令和6年度以降は観覧料が増えるような形で努めているところでございます。

もう1点、新たな自主財源のところの御質問だったかと思います。こちらにつきましては、ただいま、ネーミングライツと寄附金というものを組合の中で考えているところでございます。ネーミングライツにつきましては、今年度より既に取組を始めております。組合と構成市や関係者と協議を行っているところでございます。今後についても様々な御意見をいただきながら、検討を進めていく予定でございます。

また、寄附金に関しましては、先ほど補足説明の中でもございましたが、既に寄附金は一般寄附金という形で受領している状況でございます。ただ、これまではホームページなどで市民の方、また企業の方などに周知を図ってこなかったというような状況でございますので、なるべく早い時期に事務手続等の規定を整備した上で、ホームページなどで皆様方に周知できるよう取り組んでいる状況でございます。

○議長（田代伸之君） 岡田議員。

○2番（岡田しんぺい君） ありがとうございます。観覧のコンテンツのところだと思うんですけども、参考の1番の69ページを見てみると、マーケティングで新規の顧客を開発する

とか様々行っているのは分かるんですが、このデータだけ見ると、配布数と使用率が少し数的に伸びていないのかなと思うんですけども、こういった新規開拓についても、今後どういった方策を持って取り組んでいくのかというところを伺いたいと思います。

あと、寄附金というか、外部資金、財源のところなんですけれども、いわゆるふるさと納税みたいなことを構成市でやっているところはあるのかな。小平市は多分なかったと思うんですけど、例えばふるさと納税のような形で構成市で取組をやってもらうとか、そういったことは当該年度において検討等がされなかったのかというのをちょっと伺えればと思います。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの岡田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、新入学祝招待券の使用率の件でございます。これまで、新入学祝招待券を実施しているところでございますが、議員御指摘のとおり、大体30%ぐらいでなかなか伸び悩んでいるという状況でございます。

そのような状況から、使用期限が4月1日から翌年の3月31日までの1年間ということでございますので、指定管理者のほうで、使用期限が近くなったところでリマインドのチラシを圏域の小学校にお配りさせていただいております。そのようなことも既に試みているところではあるんですが、なかなか伸び悩んでいるという状況でございます。評価委員会からは一定程度の御評価を数値についてはいただいているところではございますが、その辺につきましては、引き続き今後の課題として考えてまいりたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税の取組についてでございますが、こちらにも既に、先ほど御説明しました寄附金に関連して事務局でもいろいろと情報収集したところでございます。ふるさと納税については税法上の取扱いがあるということで、組合自体はなかなかそのような制度を活用することができないところでございます。課税権がないというのが一つ大きな理由となります。

先ほど議員の御提案もございましたように、どうにか各市の皆様と協議をしまして、科学館にそのような資金が流れるような仕組みがつくれればというふうに考えておりますが、この辺は構成市との御協議ということになりますので、その点についても課題として考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。穴見議員。

○6番（穴見れいな君） まず、歳入歳出決算書の13ページの財産収入のところではプラネタリウム番組著作権収入というのがあるんですけども、これはどこかにレンタルとかをしてい

るようなことを意味するのか。もしそうであれば、こういったところにレンタルをしていらっしゃるのかというところが知りたい。

私も、先ほどの審査意見書の中の入館者数に対して観覧者数が少ないというところなんです。ちょっと地域の方から要望が出ておりまして、指定管理者の事業報告書の32ページなんですけれども、おもしろいプラネタリウムをやってくださって、私は以前、福祉施設のほうにもチラシを送ってほしいということをお願いしたんですが、毎月、実施日が水曜日に集中しているというところと、上映時間が13時10分と14時半というのが今の状況だと思うんですけれども、そうすると、特別支援学校も特別支援学級も終わっていない状況なんですね。大体2時半に下校が始まるので、そうするともう間に合わない。だから、放課後デイサービスなんかは使いにくいんだというお話をしてくださったんです。

それと、このように水曜日にやるということも、もし時間をずらしていただいて、大体3時半ぐらいだと一番ベストだとおっしゃっていたんですが、土曜日、日曜日にぜひやっていただきたい。例えば、毎月は無理でも、半年に1回でも、1年に1回でも試験的にやってみてほしいなというお話をいただいたんです。

やっぱり御家族で2人の介助者がそろっているときに、御両親がそろっているときにお子さんを連れていくと負担が軽くなるというようなお話もいただきましたし、移動支援の事業者からも、土曜日と日曜日におもしろいプラネタリウムがあると、とても活用しやすいという御意見をいただいているので御検討いただけないか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの穴見議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目のプラネタリウムの著作権の収入のことについての御質問だったと思います。こちらにつきましては、プラネタリウムが平成24年度にリニューアルしたときに、特別番組といたしまして制作した「ペガロク ふるさとにかえる」という番組がございます。制作会社の株式会社五藤光学研究所との間におきまして、当該作品の配給に係る著作権料の納入方法等につきまして平成27年度に覚書を交換して、その実績に基づいて著作権料を納入していただくというようなしくみでございます。

基本的に制作及び配給はプラネタリウムの制作会社の五藤光学にあるということになりますので、各全国のプラネタリウム施設のほうに番組のPR等をしたときに、多摩六都科学館で制作した番組のほうも御紹介いただいているというような状況でございます。

2点目のおもしろいプラネタリウム・大型映像の投影時間、曜日も含めてということでの

御質問についてでございます。こちらの番組につきましては、ソーシャルインクルージョンという観点から、障害をお持ちの方や、あとは小さいお子様をお持ちの方に御利用いただくための番組として、ただいま上映しているところでございます。

通常、平日になりますと、学習団体、プラネタリウムの見学の小学校の御利用が非常に多いということがございますので、そのような形で時間割り、投影スケジュールを組んでいるところでございます。ただ、曜日によっては学校のほうの御都合によりまして、なかなか来られない時間帯もあるということがございましたので、現在は水曜日の13時10分と14時半の時間帯ということになっております。

先ほど議員の御提案にもございましたとおり、やはり利用者の方にとっては少し利用しにくいというような御意見がございますが、土日となりますと、この科学館も稼ぎどきというような時期にもなります。その点につきましては、指定管理者の利用料金収入にも影響が出るということがありますので、これまでも、15時50分の後に特別投影ということで17時10分から大人向けのプラネタリウムなども上映していたりもします。その時間帯が御利用される方にマッチした時間帯になるかどうかということもありますが、そのようなことも踏まえて課題として考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（田代伸之君） 穴見議員。

○6番（穴見れいな君） 著作権収入のことはよく分かりました。制作側のほうにということろだったので、今後、もしその収入がまた増えていけばいいのかもしれないなというところもあるので、番組をつくるときによくお話し合いをしていただければと思います。

それと、おもいやりプラネタリウムのところなんですけど、ぜひ六都科学館側から放課後デイサービス等にヒアリングを入れてみていただけたら、より現状使いやすいものができるのではないかと思いますので、その点はよろしくお願いします。以上です。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。やまき議員。

○10番（やまき明美君） 決算審査意見書6ページの基金年度末残高のところなんですけれども、財政調整基金が5年前の約2倍、施設整備基金も令和元年度より構成市負担金を増額したために5年前の約3.7倍ということで、施設老朽化が進行しているということなので、計画的な維持管理のために基金を蓄えているということではないかと思うんですが、今後の維持管理費について、例えばこれから10年後、20年後までに不測の事態がないとして、通常の劣化が進むとして、予想できるこれから必要な改修費の額ですとかは具体的に出されている

んでしょうか。そこで今後どのぐらいためていかなければいけないか、何年間でどのぐらい
というような計画というのは出ているんでしょうか。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまのやまき議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、今後の改修費等についての見込みを立てているかというような御質問だったと思います。この建物が30年経過していることで老朽化が進んでいるというところは御承知のとおりかと思います。それに伴いまして、本年度から多摩六都科学館の耐力度調査業務というものを6年度予算に御承認いただきまして実施しているところでございます。

建物のコンクリートの強度の調査や鉄筋の腐食状況の調査、鉄骨の腐食状況の調査や屋上の漏水状況などを調査しているところでございます。この建物が今後将来的に何年ぐらい使用できるかということを、ただいまこの調査を通じて専門的な見地から出しているところでございます。

こちらの調査業務の結果を基にしまして、中長期の保全計画というようなものを策定する予定でございます。したがいまして、まだ議員の御指摘のような具体的な金額等は算出できていない状況でございまして、このような計画ができた段階で明らかになってくると思います。

このような状況ですので、計画ができていくかどうかというような御質問についても、ただいま御説明したとおりでございまして。以上でございまして。

○議長（田代伸之君） やまき議員。

○10番（やまき明美君） 大きな規模の建物ですし、科学館ということで普通の庁舎などとはまた違った部分も多いのかなと思いますので、この計画がないことには、ちょっと改修費のためなきゃといっても漠然としていて、なかなか難しいかなと思いますので、この結果が出るのを待ちたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。かみまち議員。

○4番（かみまち弓子君） 御説明のほどどうもありがとうございます。既にほかの議員からも出ているところもありますので、大きく分けて大体3点ほど伺えればなというふうに思います。

まず、決算書のほうの19ページの水銀灯の更新工事、ここのところの具体的な内容を教えていただけたらなと思うのが1点目です。

2点目が、先ほどほかの議員からも、歳入の方策としてまた財源確保とかも出たんですけども、ネーミングライツや一般寄附金を今年度から取り始めているという先ほどの御説明があったかと思います。また、事務手続等を整理して取り組んでいくということの説明があったと思うんですね。

決算審査の意見書の7ページで指定管理者の利用料還元金、担当のほうから先ほど御説明いただきましたけれども、3年ぶりに復活して915万3,228円の収入額、令和4年度の決算審査書のほうの意見で、還元金の基準額である9,000万円を超えなかったため、本年度においてもその実績はなかったとの記載があったかと思います。

大いに評価するものであるというふうな意見ですが、「今後も行政サービスの向上を図りながら同財源が確保されることを切に希望する」ともあります。その財源が確保されるための方策ですとか、あと、国庫支出金の先ほど説明があった文化芸術振興費補助金、前年度で終了のため収入実績がなかったということですけど、それに代わる補助金確保の努力はどんなふうにされたのかなというのを、先ほど御説明いただいた部分以外でまたあれば教えていただければと思うのが2点目です。

3点目が利用状況で、プラネタリウムとか利用者増の方策の中で、コンテンツの内容を指定管理が検討して行って、入館料、また観覧料、観覧者数を増やして、利用料金の収入を増やしていく予定だという御説明が先ほどあったと思うんですけども、具体的にどんなのを考えていらっしゃるかなと、今もし御説明いただけるものがあつたらいただければと思います。

あとは、最後は質問じゃないんですけども、財源確保策の中で、先ほど岡田議員のほうから企業版ふるさと納税のことについても言及があったかと思います。当市、東村山市でも企業版ふるさと納税を活用しているので、そういった取組を考えていないのかというのを聞こうと思ったんですが、先ほど課税権がないためなかなか難しいというお話がありました。なので、科学館へお金が流れる仕組みを市民と一緒に考えていきたいというふうなことがあったと思いますので、その辺りの情報収集や、いろいろな市からの情報もまた聞き入れていきながら、いろいろな方策を考えていただければいいなというふうに、これは意見として述べさせていただきます。以上になります。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） それでは、ただいまのかみまち議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。決算書の19ページの館庭庭園水銀灯更新工事の内容についての御質問かと思えます。多摩六都科学館の館庭の外周の階段付近には水銀灯が設置してあります。こちらは全部で4台ありまして、どれも開館以来更新していないということで、部分的に鉄のさびとかが見られて老朽化が進んでいるというような状況でございます。

また、部品もどんどん生産終了になっていまして、安定器が生産終了となっているということから、今回更新工事をさせていただいております。ただ、4台ありますが、4台一度にとりますとかなりの予算が必要になるということがございますので、今回は4台のうちの2台を更新しております。LEDの広角型の照明に更新をしております。

続きまして、2点目の財源確保策の中のそれ以外の方策についての検討、取組状況というようなことでの御質問だったと思えます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたネーミングライツの導入と寄附金は今年度検討をしているところでございますが、また、それ以外のものにつきましては、国庫補助など、いろいろと情報収集をしているところでありますが、なかなか組合が活用できる補助金等がないというのがこれまでの状況でございます。

3点目でございます。利用者数の増に向けて、どのようなコンテンツづくりを今後具体的にされているのかというような御質問だったと思えます。こちらにつきましては、まだこれといった具体的なものは御説明することができないんですが、ただ、先ほど管理者の行政報告の中でもありましたように、清瀬駅とひばりヶ丘駅の100周年を記念しまして、西武鉄道と連携をしまして、運転席からの映像などもプラネタリウムドームで上映したというようなことをプラネタリウム番組で行いました。かなり多くの清瀬市民の方からも、清瀬の歴史が分かってよかったというようなお声もいただいておりますので、このような成功例、御意見などを反映させた形でまた新たなコンテンツをつくっていきたいと思えます。

また、多摩六都にはいろいろな歴史的な遺跡等もございますので、そういったものもプラネタリウムなどに活用いたしまして、魅力的なコンテンツづくりに取り組んでいければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○1番（鈴木だい一君） それでは、決算書の12ページの歳入のところですが、構成市別負担金額が掲載されていて、前年度と同額であるという説明もあったかと思えますが、物価高の影響など、今後も厳しい状況は続いていくと思えます。当該年度の実績なども踏まえて、今後、構成市別負担金額においてどのような影響が出てくると考えていらっしゃるのかについてお伺いいたします。

それから、決算書の20ページの歳出のところですが、当初予算額が4億5,603万3,000円で、補正予算額が1,389万6,000円とありましたが、増額補正をした1,389万6,000円という額について、ここ数年と比較してこの額の推移としてはどのような感じなのかについてお伺いいたします。

最後ですが、審査意見書の7ページに利用者数について説明がありますが、当該年度は20万70人で、前年度に比べて8,568人、4.5%の増となっているとのことでしたが、今後の運営において、どのくらいの入場者数が見込めれば運営面においても安定した水準で運営していくことができるのかとか、そういった具体的な目標であったり、試算というのをされているのかについてお伺いいたします。以上です。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。全部で3点ということになるかと思います。

まず、構成市の負担金額のことについてでございますが、確かに議員御指摘のとおり、物価高や原油高、人件費の上昇などによりまして、かなり歳出のほうが増えているというような状況は認識しているところでございます。ただ、組合だけではなく、構成市におきましても同じような状況ということは十分認識しているところでございますので、基本的には、現時点では構成市の負担金につきましては、今年度と同額の金額でどうにか管理運営を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、2点目の補正予算額の1,389万6,000円の件についてでございます。こちらにつきましては、過去に国庫補助金、また寄附金などを組合としても活用しているため、収入が増えているという状況でございます。それが決算剰余金として出ているのがこれまでの数字の状況でございます。したがって、今後におきましては、少し剰余金額が減少してくるのではないかというような見込みを立てているところでございます。

3点目でございます。利用者数についてでございますが、この科学館が安定的にどれくらいの利用者数が必要かというようなことでの御質問かと思いますが、今のところ、財政計画上では令和4年度の実績を目標にして考えておりますので、約20万人ぐらいが目標になるところでございます。以上でございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。篠宮議員。

○8番（篠宮よしのり君） 先ほど他の議員から御質問がありましたけれども、基金の積立て。耐力度調査を今後実施して修繕費の計算をやっていくということですが、修繕費は今の建物

を維持していくためのお金ということだと思うんですけど、30周年をここで迎えて、建物自体がもつのがおよそ60年ぐらいなんではないかな。

今、ちょうど半分、折り返しを迎えて、今後修繕費がかかるというお話でしたけれども、今後、科学館を維持はしていくんでしょうか、建て替えに向けた基金の積立てというのも当然必要になってくるのかなと思うんですよね。そのところの令和10年度までの財政計画というのは資料でお示しされているんですが、建て替えに向けての基金の積立てという考え方というのはどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田代伸之君） 保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 今、我々が目指しておりますのは、建物そのものが何年もつのか、そのためにどのくらいの維持・修繕費がかかるのか、そういったところを今検討しているところでございます。その先の話になると思いますが、その先につきましては、むしろ我々がこうしたいというような話もあるんですけども、この建物自体が圏域5市で構成されておりますので、この科学館の建物のその後の土地の利用、あるいは科学館をもう一度建て替えてやっていくのかとか、そういった大きな話になってくると思いますので、それはむしろ広域行政圏の中で十分御議論いただくような話になるのかなというふうに思っておりますが、まだそれはもうちょっと先の話になると思いますので、まずは我々は、この建物があとどの程度修繕費用が必要なのか、あるいはそれがこれから我々の努力の中でできるのか、そうではなく皆様のお力も借りないといけないのか、そういったことも含めて試算をしているところでございますので、その辺りは御理解いただきたいと思います。

○議長（田代伸之君） 篠宮議員。

○8番（篠宮よしのり君） 分かりました。ありがとうございます。先のお話ということで御説明があったかと思いますが、我々5市の中で科学館というものを皆さんで分担して協力をして経営はしているんですが、先々各市で負担金・分担金というのが、閉館するのか、建て替えをするのかというのもあるかなと思いますが、基本的には建て替え、維持していく、新しいものにつくり変えていくという方向で計画は進めていくべきだとは思っているのですが、今後、5市の負担金が増えていくというのは、ある意味いたし方がないことではあるかなと思うので、そこは我々議員の5市の参加している方たちの共通認識として、ちょっと今後お金がかかりそうだなというのは、先々ですが、共通認識として持ったほうがいいのかないかなと思いますので、ちょっとこの質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。駒崎議員。

○3番（駒崎高行君） 決算書の15ページの指定管理者利用料金還元金なんですが、この金額になる計算方法とか考え方を教えてください。

○議長（田代伸之君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの駒崎議員の御質問についてお答えさせていただきます。

指定管理者利用料金還元金の計算方法については、指定管理者と年度ごとに締結をしている年度協定書にて協議を行いまして、基準額及び還元率を定めております。基準額につきましては9,000万円で、科学館利用料金と駐車場利用料金合わせて9,000万円を超えた分に対しまして、還元率35%というような計算に基づきまして、利用料金還元金の金額を算出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（田代伸之君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（田代伸之君） 日程第7「議案第9号 令和6年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第9号「令和6年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,931万1,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第9号「令和6年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について、補足して御説明させていただきます。

本補正予算は、令和5年度の決算剰余金と指定管理者利用料金還元金を整理するものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和6年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億8,931万1,000円とするものでございます。

内容について、事項別明細書により御説明をいたします。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。

第5款繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金393万4,000円を減額いたします。

第6款繰越金は、前年度繰越金として1,086万8,000円を増額いたします。

第7款諸収入は、雑入に令和5年度の利用料金収入に係る指定管理者利用料金還元金として、834万9,000円を増額いたします。

還元金につきましては、協定書に基づき、利用料金収入が9,000万円を超えた場合、その超えた部分の35%を組合に納付することとなっております。

8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費は、1,528万3,000円を増額いたします。

1項1目一般管理費、説明欄2、一般管理事務費の24節積立金は、令和5年度決算剰余金の2分の1相当額を財政調整基金へ、利用料金還元金を施設整備基金へ、それぞれ積み立てるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（田代伸之君） これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「令和6年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○管理者（池澤隆史君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、お礼の御挨拶をさせていただきます。

本日は、組合議員の皆様には、大変御多用の中、科学館組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

また、議案を御審議いただき、御決定をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今年は、3月に大きな節目の開館30周年を迎えたことに加えまして、年内には開館以来の延べ利用者数が500万人に達する見込みでございます。恐らく今の見通しでいくと、12月の中旬か中旬過ぎくらいには500万人に達するかなというふうに見ております。その際には、500万人目の御来場者の方についてはお祝いをするような場も設けたいと思っております。

多摩六都圏域の拠点的生涯学習施設として、これまでの間、多くの圏域市民の皆様にご親しまれ、御利用いただくことができたのも、議員の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて感謝申し上げる次第でございます。

引き続き指定管理者と協力し、これからも多くの圏域市民の皆様にご利用いただける科学館を目指してまいりますので、議員の皆様方には引き続き御理解、御協力のほど、よろしく

お願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（田代伸之君） これをもちまして、令和6年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を
閉会いたします。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 田 代 伸 之

多摩六都科学館組合議会議員 篠 宮 よしのり

多摩六都科学館組合議会議員 やまき 明 美

多 摩 六 都 科 学 館
組 合 議 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982